

○ 太田市外三町広域清掃組合個人情報保護条例

平成 17 年 4 月 1 日

条 例 第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、組合の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護及び組合圏域住民に信頼される公正で民主的な組合行政の推進を目的とする。

(準用規定)

第 2 条 個人情報の適正な取扱いに関しては、太田市個人情報保護条例（平成 17 年太田市条例第 11 号）の例による。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。